

令和5年度第2回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議事録

1 日程等

- (1) 日 時 令和 5 年 10 月 4 日 (水) 午後 4 時 15 分から午後 4 時 45 分まで
- (2) 場 所 県庁 1 階 漁業調整委員会室
- (3) 出席者 次のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項について（協議）
⇒ 全国内水面漁場管理委員会連合会の要望書案について、3つの意見を附して回答することに決定した。

令和5年度第2回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和5年10月4日(水)午後4時10分～

区分	氏名	出欠
学識経験者	(会長) 福留 己樹夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第1位) 出水 昭彦	○
漁業者代表	中村 博文	×
漁業者代表	山田 満	○
漁業者代表	下川 智美	○
採捕者等代表	斎藤 千昭	○
採捕者等代表	別府 宏一	○
学識経験者	(会長職務代理者第2位) 折田 和三	○
学識経験者	吉田 明彦	○
学識経験者	國師 恵美子	○

出席

9

欠席

1

<事務局等>

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	脇田 敏夫
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	森永 法政
書記（水産振興課漁業調整係 主査）	上今 達矢
水産振興課漁業調整係 水産技師	山神 謙平
水産振興課 栽培養殖係長	平江 多積

—令和5年10月4日（火）午後4時15分開始—

【開会】

○脇田事務局長

ただいまから令和5年度第2回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は委員10名のうち9名の出席をいただいております。

鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定めます定足数を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

それでは注意事項ですけども、発言をする場合には、議長の了承を得た上でご発言いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは議長の方に、挨拶と議事進行をお願いいたします。

○福留議長

皆さん、お忙しいところ、そして、研修会お疲れ様でした。先週の土曜日にですね、出水委員も出席されておりましたが、高尾野川のウナギの石倉調査に委員会の会長として参加してきました。

かなりの規模で、翌日10月1日の南日本新聞に掲載されていたから、皆さんも少しご覧になったかもしれないんですけども、取り上げの様子とか、色々と資料をもらってきまして、事務局に報告書という形で渡しておりますので、興味のある方は事務局にある報告書を見てください。挨拶は以上です。

【議事録署名者の指名】

○福留議長

それでは最初に議事に入ります前に、いつもの通り、議事録署名者について私から指名するということでよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○福留議長

それでは今回は齊藤委員と國師委員を指名してよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○福留議長

それではお願いします。引き続き議事に入ります。

【議題1：全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項】

○福留議長

議題1は、全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項についてです。これは協議事項です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（上今書記）

まず、私から説明します。よろしくお願いします。
この全国連合会は、その名のとおり各県の内水面漁場管理委員会で構成されている団体です。この連合を3つのブロックに分けて、東日本ブロック協議会、中日本ブロック協議会、西日本ブロック協議会と呼んでおり、当県は西日本ブロック協議会へ所属しております。この西日本ブロック協議会は、11月9日及び10日に福岡県で開催予定であり、福留会長と事務局担当の私が出席する予定です。11月の当該協議会の開催に先立ち、貴委員会に協議させていただくものです。

それでは、資料の1ページをお開きください。今回の議案でご協議いただきたいことが3点あります。中程にあります提出資料になるのですが、1点目が各都道府県に対するアンケート調査の内容について、2点目が国への令和6年度提案項目に係る追加・意見について、3点目が西日本ブロック協議会における照会・協議事項についてです。ここにも記載がありますとおり、アンケート調査の依頼がありましたので、当県執行部から回答案の説明をさせていただきます。資料の29ページをご覧ください。水産振興課栽培養殖係の平江栽培養殖係長と漁業調整係の山神水産技師に説明をお願いしたいと思います。

まずは、平江栽培養殖係長からお願いします。

○平江栽培養殖係長

こんにちは、平江です。よろしくお願いします。早速、説明させていただきますけど、資料に間違いがありまして、29ページの表のところなんんですけど、コクチバスのところに(2)5とあります。

これは隣のブルーギルの数値ですので、修正をお願いします。
また、一番下にあるその他の外来生物は、ティラピアのみですので、それ以外は削除をお願いします。

これは市町村からの内水面漁業実態調査を元に記載しております。共同漁業権は16ある中で、報告のあったものについては、8であり、(10)というのは共同漁業権以外の河川になります。オオクチバスについては、5つの共同漁業権から報告があり、それ以外では3件あります。見方は同じですので、他の項目は記載の通りです。

続きまして、30ページです。

まず、把握している外来生物対策について、課題あるいは問題点があれば記述願いますとありますし、内水面資源保全対策事業ということで、県が2分の1、地元が2分の1で外来魚の駆除をしております。効果については、記載の尾数を駆除しております。

課題あるいは問題点は、一度に大量に対応することができないとか、マンパワーが足りない、効果的な駆除手法が確立されていないというのがあります。③が外来魚の再放流の禁止についてですが、蘭牟田池で規制しております。

31ページは魚病についてです。アユ冷水病、エドワジエラ・イクタルリ症、異形細胞性鰓病、KHVの発生状況について、令和4年に私有水面で1件アユの冷水病が発生しております。

これは外観症状、PCR検査で確認されたもので、これ以前は特にありませんし、コイヘルペスウィルス病の発生も最近は見られておりません。

32ページをお開きください。鳥類による食害対策についてです。

カワウ被害についてですけど、まず、生息数とありますが、実態を把握してませんので不明です。感覚的な話でしかちょっとわからないもんですから、このような回答になります。被害魚種としては、アユ、ヤマメ、オイカワなど多くの魚が食べられているとの報告を受けております。

次に、②カワウ対策について、駆除又は追い払いを実施している場合は下表に記入することとなっており、R 4は内水面資源保全対策事業により花火による追い払いを実施しており、1,525羽を追い払っております。

33ページです。③は、②で駆除又は追い払いを実施している場合のその成果についてですが、Cの効率的な駆除手法が確立できていないという回答となります。

④カワウ広域協議会についての状況は、Bの広域協議会に参加していないので参加したいという回答になります。

⑤鳥類による食害全般の被害報告があった共同漁業権数については、鹿児島県としては、カワウで16分の11件、サギ類で1件で、あとは記載のとおりです。

34ページです。漁場環境の保全及び啓発について、①については、その他ということで、河川水産生物の生息環境の悪化により、隠れ家や餌料生物の減少が指摘されており、河川生態系の保全・改善のため、河川生物に配慮した護岸工事や水域の連続性に配慮した魚道等の設置を求められているということを記載しております。

②でダム、魚道等、河川工作物等で問題となっている事例については、Cの魚道の機能不全を選択しております。栽培養殖係からは以上です。

○山神水産技師

漁業調整係の山神です。次のウナギの資源回復についてという項目から説明させていただきます。

まず、①ウナギが漁業権魚種として設定されている漁業権免許件数について記入願いますということで、全漁業権15件中14件であり、1件対象になっていないところが川内市内水面漁協の第1種共同漁業権になります。第5種共同漁業権では全てウナギが設定されている状況です。

次に、②平成24年以降、シラスウナギの採捕数量の減少及び価格の高騰に伴い、漁協が増殖指示量を達成できなかった事例があるか。ある場合はその際の対応についてということで、ありと回答しております。その際の対応については、聞き取りにより状況を把握し、漁協の経営状況等を勘案の上、現実的で実施可能な取組を行うよう指示しているというふうに記載をしています。

続いて、③は②でありを選択された方について、今後もシラスウナギの採捕量が安定せず、増殖指示量を達成できない状況が続いた場合、どのような対応を考えていますかということで、Eの種苗放流以外の増殖方法を検討しているということで、石倉の設置等について、増殖手法として効果的であるか実施中としております。

先ほど会長の挨拶の中でお話いただきましたが、各漁協さんもこういった活動をさせていただいているところで記載しております。

次に、④平成30年7月に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しましたが、これに関して対策をとっていますかということで、

Aの報告前から対策を取っているを選択しています。

次のページにいっていただいて、⑤は④でAの報告を選択した場合にはどのような対策をしていますかということで、こちらには、それぞれ該当するBの内水面漁場管理委員会指示、Cの遊漁規則変更の検討依頼、そして、Eで海区漁業調整委員会指示を選択しております。本県では平成30年以前から各委員会指示がそもそもあったので、この回答となります。

それから、各漁協さんの定める遊漁規則の中でも、同じように制限をしていただいているので、このような回答となっています。

続いて、⑥は、④でAを選んでいるので該当なし。⑦は自由記載ですので該当なしとしております。私からは以上です。

○上今書記

ありがとうございました。引き続き、事務局から提案項目素案について説明します。

この提案項目素案につきましては、事前に資料を配付させていただいた関係で、簡潔に説明します。資料の4ページをご覧ください。この4ページから27ページまでに7つの大項目があります。これは変更ありません。中身で統合したものなどがあります。例えば、6ページをご覧ください。一番右の欄ですが、番号3と統合と記載されております。要望項目が多いことから、いくつか統合している箇所があります。28ページをご覧ください。提案項目作成にあたっての考え方が記載されております。こちらの3点の内容にご留意ください。

また、併せて、西日本ブロック協議会における照会・協議事項がありましたら、ご提案ください。今回の協議をもって、全国の事務局へ回答することとなります。説明は以上になります。

ご協議のほど、よろしくお願いします。

○福留議長

事務局からの説明がありましたけれども、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願ひいたします。何でも結構です。

折田委員お願いします。

○折田委員

えっとですね。まず、I外來魚の番号1なんですが、番号3と統合した形になっているんですが、番号3の方が、令和5年度では漁業協同組合が適切な対応が実施できるよう予算の拡充を図ることが入っています。

しかし、この番号1の方だけ見ると、駆除技術の開発とかですね普及指導ができるよう柔軟に活用できる予算の拡充ということで、その対応策のための予算拡充であって、ここではちょっと読めないかなという思いがしまして、それを加えていただきたいと考えます。

それともう一つ、IV河川湖沼環境のところの5番が、これは前年度と同文ということなんですが、令和5年度の方の提案を読んでみると、調査研究機関との連携を強化し云々ということで技術開発のところがメインの記載だと思います。この国交省の方の回答を見ますと、市町村と都道府県も連携して、除去対策も努めますというところがありますんで、この除去の部分が抜けてるんじゃないのかなという気がいたします。

なので、私の一案としては、異常繁殖防止に努め、関係者と連携して、除去対策を講じることといった文面を1つ加えていただけないかと考えました。以上です。

○福留議長

事務局から今の意見に対して、何かよろしくお願ひします。

○脇田事務局長

はい。今のご意見を付して返したいと考えてございます。

○福留議長

折田委員よろしいですか。

○折田委員

はい、よろしくお願ひします。

○福留議長

他にご意見、ご質問等あればお願ひいたします。

私の方から1つよろしいでしょうか。

これは意見じゃなくて、皆さんにもちょっとお聞きしたい項目が要望の中にありますので、ちょっと皆さんのお忌憚のないご意見をお伺いします。

私の意見の前提条件として、ちょっと先に見てもらいたいのが、4ページの提案書の前書きの部分、この4ページのところに、短く提案書の前書きが書いてあるわけですよ。

当然、今日私たちちはここに来て議論しておりますけども、その前提条件として、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構ということで、私たちこの委員会が位置付けられてるわけですね。

あくまで河川湖沼における採捕、増殖等を管理するってことですから、そういう位置付けで私たちがこういったことでこの委員会をやってるわけなんですか。

それが前提条件で、現状ですね、ちょっと皆さん多分ご存知だと思う。

こういう要望書は、この内水面に関する要望書というのは、この漁場管理委員会を通じて、全国内水面漁場管理委員会連合会の全国会議から、国交省、水産庁、環境省関係団体だけにいくのではなくて、この同じようなことを、例えば県庁水産振興課がありますけども、全国水産主務課長会議の要望でも上がっていくんですよ。これとほぼ同じやつが。それからもう1つは、全国水産試験場長会の要望ということで、これは内水面の部分だけ抜いた資料になりますが、アユのこととかカワウのこととかほぼ同じ内容が出てくるわけですよ。それと、当然、内水面漁連の要望書。

私が知ってるだけでこの4つの要望書というのがあるんですね。

ですから、この委員会の要望というのは漁場管理委員会のテリトリーの中での要望じゃないとおかしいと私自身は思ってるんですよ。

これが、今の私の意見を言う前の前提条件で、それを理解してもらわないと、ちょっと次の説明にいけないもんですから、そういう前提条件があって、14ページを見てください。

何が言いたいかっていうと14ページの4番。現状のような個々の云々に関してです。現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的

な医薬品開発に向けた対策を進めることとなってるわけですね。

さっきの私たちの役目から考えると、この項目には違和感を感じるわけです。この漁場管理委員会が要望することなのかなという気がするんですよ。

これは、例えば、そういうことで、当然全国には漁協で養殖をやってるところがあるわけですけども、鹿児島県の場合は漁協で養殖をやってこなかったわけですから、そういう医薬品を使ったりとか開発とかは、直接関係ないわけですね。

この4番はそもそも委員会として、この漁場管理委員会としての役割とは異なる意見というか、議論する話でもないし、それと内水面養殖業者が求めてるニジマスやアユ、コイの養殖業者が求めていることであって、内水面漁協の関係者が直接求めてるわけではないと思うんですよ。

あとで、出水委員とか山田委員にちょっと教えてもらいたいんですが、多分そういうことはないと思うんですよ。

さっき言いましたように、全国漁場長会とか全国水産主務課長会の要望があるんだったら、そっちに入れてもらえば、それが本来の筋というか。要望を出すなと言ってんじゃなくて出すところが違うんじゃないかというのが私の意見です。

以上が意見なんんですけど、私は学生時代から水産用医薬品の開発に携わっていまして、今出てる医薬品はほぼ開発に携わっています。

それと、ワクチン、特にアユのワクチンとか、それから海の方のブリとかカンパチなんかのワクチンも携わってきました。そういういろんなメーカーさんとも仕事をしてきたんですけど、今のメーカーさんの水産部門の力ってのは非常に弱ってきてるわけですね、そのセクションの人たちはですね。

昔は製薬会社がいっぱいあったんですけど、今、水産用医薬品を扱ってるのは、もう数えるだけになっちゃってるわけですね。

というのは、それだけのシェアが取れないっていうか特にワクチンが出始めてからは、もう薬っていうなくなつたもんだから、1つの薬の開発で、もうその開発だけでも1億円ぐらい、億単位のお金がかかります。元が取れないとメーカーさんが手を出さないわけですから。

それと、各県の水産試験場は、平成5年ぐらいに医薬品開発の制度が変わって、例えば、鹿児島県の水産試験場が国際的に認められた、そういうデータを出せる試験研究機関なのかどうかをクリアしなきゃいけないんですね。

それが非常に高い壁で、もう各県とも二の足を踏んでそれにタッチしなくなつたわけですよ。

ですから、都道府県の試験研究機関も離れたし、それとメーカーさんも離れた。ただし、養殖業者さんの要望は続いてるっていうのが今の現状なんですね。

ですから、漁場管理委員会として、この項目を上げることに違和感があるというのは、例えば、水産医薬品についてこういうパンフレットを水産庁が出すんですけど、このパンフレット37枚だったと思うんすけど、この中で、内水面であれば、コイ、アユ、ウナギ、ニジマスですね、この4魚種について出てくるわけなんすけども。

こういうことまで漁場管理委員会で話すことではないんじゃないかなと私は思うんですけども、皆さん何かご意見があればお願ひいたします。

今日栽培養殖係の係長さんがいらっしゃってるんですけど、結局、この要望というの
は海面あたりからは上がってくると思うんですよ、昔から。要望の中に何らかの形で入
れてるんですかね現状も。

○平江栽培養殖係長

水産団体とかそういったところからの要望では赤潮対策の要望はありますけど、水産
医薬品については、ぱっとでてこないです。

○福留議長

多分ここにいる9人、委員の方が私を含めているわけですが、委員が何かどこかで
そういう話を投げかけられたっていうことは多分ないと思うんですよ。

ないと思うから、要望している県があるんでしょうけども、ここを消せって言ってる
んじゃないですよ。私が言いたいのは、漁場管理委員会の責務というか、ここは馴染ま
ないんじゃないかなという意見をつけて欲しいということです。

○出水委員

先ほどのこの提案項目の精査の部分でありました個別の事案には盛り込まないとい
うのに該当するという疑念もある。

○福留議長

ここに書いてある要望の中で、どこの誰がどういう魚種で、どういう病気で困ってて
何を欲しがってるかっていうのが全く読み取れないんですよ。

ここに書いてあることは、それから言ったら、てにをはが全然わかんないわけですか
ら、それについては漁場管理委員会で話すことでのないので、ちょっと考えてもらえます
かっていうことを言いたいんです。

事務局から何かありますか。

○脇田事務局長

今のご意見があったということを伝えるとか報告するとか、そういう形で取りまとめて、
先ほどの提案とあわせて、委員の皆様が全てよろしければ、そのような扱いをさせて
いただきます。

○福留議長

西日本ブロック会議に私が今度出るもんだから、今の話を今度は、西日本の会長さん
に向かって言うことになるもんですから、一定以上の責任はありますので。

だから事務局としてはやんわりと報してもらえば、その11月の会議の時には、私の方
から補足という形で説明しますので。

他に何かご質問等があればお願ひいたします。

特に意見等がないようですので、全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協
議会における協議事項については、折田委員と私の意見を付して提出いただくようにお
願いいたしますよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○福留議長

では、そのように全国内水面漁場管理委員会連合会事務局に回答することといたします。

【その他】

○福留議長

本日の付議事項は以上となります。委員の皆さんから何かほかに、この際、議論しておきたいことはありますでしょうか。

それでは事務局から何かありますか。

○脇田事務局長

事務局からはございません。

【閉会】

○福留議長

他にないようですので、これで第2回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行について、ご協力いただきありがとうございました。

○脇田事務局長

それでは本委員会はこれで終了します。どうも長い間ありがとうございました。

—令和5年10月4日（水）午後4時45分閉会—